

## 令和元年度 第2回周南市人権教育推進協議会 会議録

- 【日 時】 令和元年 11 月 26 日（火） 10 時 00 分～11 時 30 分
- 【会 場】 周南市役所本庁舎 1 階多目的室
- 【出席者】 委員 17 名（欠席 3 名）、周南市教育長、教育委員会事務局 8 名
- 【協議題】 (1) 令和元年度周南市人権教育課の事業について（報告）  
(2) 令和元年度周南市人権推進課の事業について（報告）  
(3) 各団体からの事業報告や意見等  
(4) 質疑等  
(5) その他

### ≪開会行事≫

- 教育長挨拶
- 協議会長挨拶

### ≪協 議≫

#### (1) 令和元年度周南市人権教育課の事業について（報告）

周南市では、「山口県人権推進指針」及び「周南市人権行政基本方針」に沿って、人権教育・人権啓発を推進している。

今年度も、より多くの市民に人権講演会や研修会に参加いただけるよう工夫をしながら実施している。

まず、人権の基礎講座である「ハートフル人権セミナー」については、6月から11月にかけて、市内18か所の市民センター等で開催した。今年は、小学校3校でも開催し、地域住民やPTA、教員が一堂に会して学習をした。

次に、地域における指導者の育成をねらいとした人権講座として「人権ステップアップセミナー」を3回開催した。

そのほか、企業・職場、学校等からの要請を受けて、さまざまな人権課題の出前講座を行っている。今年度は、これまで30回程度の出前講座を実施した。

「地域社会」における取組みとしては、市内10ブロックの人権教育推進協議会において、地域単独で、あるいは学校との連携による人権講演会を開催している。児童生徒・保護者とともに多くの地域住民の参加をいただいている。人権教育課では、各ブロックの人権教育推進協議会の支援を行っている。

続いて、「企業・職場」の取組みについて説明する。現在、83の事業所に加入いただいている「周南市企業職場人権教育連絡協議会」は、企業内人権研修や会員相互の情報交換などの活動をしている。市ではこれらの取組みを支援するとともに、積極的に企業の連絡協議会への加入を促進していきたいと考えている。

「学校・園」における取組みでは、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を進め、地域と連携した人権講演会、教職員の校内人権研修、市内全教職員が一堂に会した人権講演会を実施

している。

今後の予定であるが、「人権週間」である12月4日～10日までの期間に、市立図書館4館で「人権コーナー」を設けて、関連図書の展示を行うことにしている。

## (2) 令和元年度周南市人権推進課の事業について(報告)

人権施策においては、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を人権尊重の視点に立って、全庁で総合的かつ効果的な人権教育・啓発を進めていくため、庁内各課との調整をしながら、教育委員会の人権教育課や関係機関と連携して取り組んでいる。

まず、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育課とも連携し、小中学校や公共施設を会場とした市内全域で、児童生徒、保護者、市民を対象にした人権講演会を開催している。

また、本庁、各支所、市民センター、総合支所、図書館等42か所に「人権啓発コーナー」を設置し、人権学習資料として、人権テーマごとにわかりやすくまとめた「人権ポケットブック」、リーフレット等の資料・冊子を配布し啓発に取り組んでいる。

人権相談に関しては、人権擁護委員(14名)による人権相談を市内5か所で毎月1回特設人権相談所を開設して実施している。さらに6月1日は人権擁護委員の日で、その前後に当たる5月31日にはゆめプラザ熊毛で、6月3日には徳山駅前賑わい交流施設、コアプラザかのかでも開設した。

また、人権の花運動は、人権擁護委員協議会をはじめ、関係機関と協力し、市内5つの小学校を指定校として、本年度は、久米小学校、榑浜小学校、菊川小学校、勝間小学校、大河内小学校において実施している。

この運動は、花の育成に取り組む児童の活動を通して命の大切さを知り、思いやりの心を育むことをねらいとして実施しているもので、この運動の一環として講演会等を開催し、児童生徒、保護者、地域住民への人権啓発を図るとともに、人権擁護委員の活動に対する周知を行っている。

その他強化週間・月間での啓発について、11月11日～17日の同和問題啓発週間、12月の人権啓発推進月間、12月4日～10日までの人権週間など、強化期間に合わせて啓発活動に取り組んでいる。

次に、隣保館運営事業であるが、隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置された施設で、市内には尚白園、東福祉館、川崎会館、高水会館の4館がある。ここでは、生活相談・人権相談、啓発広報(講演会の開催や館だよりの発行等)、地域交流(定期講座や隣保館まつりの開催)等の事業を実施している。

男女共同参画推進事業について、地域講座として、ハートフル人権セミナーの中でワークショップを開催した。男女共同参画推進講演会は勝間市民センターと夜市市民センターにおいて、それぞれ6月と9月に開催し、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを、10月16日に徳山大学で開催した。今後は、男女共同参画セミナーを2月1日に開催する予定である。

また、公益財団法人山口きらめき財団に講師派遣をお願いして、デートDV防止講座を市内の高校、高等専門学校等でこれまでに2校で開催しており、今後、3校で開催を予定している。

11月12日から11月25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間の取組として、市広報や

ホームページなどによる周知をはじめ、シンボルであるパープルリボンにちなんで11月15日から11月25日まで永源山公園のゆめ風車をパープル（紫）にライトアップした。また、11月の児童虐待防止月間期間中のオレンジカラーと併せて庁舎ロビーにてパープルカラーでDV防止の啓発を行った。

また、男女共同参画情報誌「じょいんと」を発行しており、今年度には、27号を発行する予定としている。

その他の取組みとして、6月23日から6月29日までの男女共同参画週間、10月の男女共同参画月間の強化期間に合わせて啓発活動を行っている。

### (3)各団体からの取組み報告・意見等

#### ●山口地方法務局周南支局

法務局は人権擁護委員協議会と常に連携し、人権侵犯事件に対応している。

人権啓発においては、全国中学生作文コンクールを実施し、周南地区からも15校228点の応募をいただいた。昨年度に比べて約120点程度減った。来年度も実施予定であり、学校関係者の皆様には、是非ご協力をお願いしたい。

また小学校、幼稚園、保育園については、いじめ問題を中心とした人権教室を実施している。スポーツと人権ということで、ACTSAIKYOの協力のもとで、中須小学校、桜木小学校の児童を対象に人権バドミントンを実施した。

また、人権の花ということで、小学生を対象に、花を育てることで命の大切さを学び思いやりの心を育むという運動も展開している。前回もお話ししたが、法務省では無戸籍者の解消に力を入れており、戸籍を持たない方の情報があれば、法務局又は市役所の戸籍窓口へお知らせいただきたい。

#### ●全日本同和会山口県連合会周南支部

人権課題が多様化複雑化する中で、人権、人権と言われるが、同和問題は数ある人権課題の中の一つの課題として埋没しているように思える。同和会は他団体とも交流をしながら、同和問題、人権課題の解消に努めていきたい。

#### ●周南市地域人権教育連絡協議会

市内を10のブロックに分けて、地域の特色に合わせて人権講演会を実施している。

北部地区においては、「夢の力」というテーマで、シンガーソングライターの「こはる」さんを招いて、人権ライブを実施した。今後の取組みにおいては、階層や対象に応じていかに効果的な人権教育を推進するかが課題であり、形を変えていくことも必要と思う。

#### ●周南市小学校長会

先日、人権講演会を開催した。前半は、児童・保護者・地域住民の参加のもとで実施し、後半は、地域住民と保護者のみを対象に実施した。講師と調整して対象を変え、講演内容を変えることで大変好評を得た。12月の校長会でも紹介したいと思っている。

### ●山口県高等学校長協会徳山支部

各校の人権担当者が集まり、県の社会教育指導員を招いて人権研修会を実施している。研修の成果を各校に持ち帰るとともに、山口県人権推進指針に基づき、自由・平等・生命の尊重を基本として、人と人の好ましい人間関係づくりに主体的に取り組むよう努めている。

### ●周南市企業職場人権教育連絡協議会

市内 83 の企業職場で組織されており、周南市人権行政基本方針に基づき、企業・職場の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して企業人権教育の推進を目的として様々な研修啓発活動を実施している。

第 1 回研修会は、5 月 17 日に山口地方法務局徳山支局の宗樂様にお越しいただき、「企業職場における同和問題」と題した演題で、講演会を開催した。

第 2 回研修会は、8 月 9 日に特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンターの山下ゆかり様にお越しいただき、「企業職場における外国人問題について」と題して、講演会を開催した。

第 3 回研修会は男女共同参画推進員と共同し徳山大学との連携のもとに 10 月 16 日にジャーナリストの細見三英子先生にお越しいただき「ニュースを読む～記事に見る、男女の視点の違い～」と題した、講演会を開催した。この研修会には、企業のみならず地域住民や学生にも多数参加をいただき、性犯罪に関する問題や環境問題等多様な社会課題について、様々な角度からご示唆をいただき考察を深め勉強させていただいた。

第 4 回研修会は 2 月に開催する予定である。この研修では、人権啓発ビデオの視聴や各社の取り組みについて意見交換を行う予定としている。企業職場人権教育連絡協議会では、様々な人権研修や人権啓発を通じて企業職場の人権意識の高揚を図りたいと考えている。

また、出光興産（株）徳山事業所としても、市教育委員会から講師を招いての人権学習会を開催しているほか、一部マスコミでも紹介されたが障害者雇用の場として、新たにいちご農園事業も展開している。

### ●社会福祉法人 周南市社会福祉事業団

周南市社会福祉事業団では、独自で特別養護老人ホームを設置運営するほか、周南市の公の施設の指定管理者として福祉施設の管理運営を行っている。高齢者虐待防止や身体拘束の廃止に向け、研修会や勉強会を行い、人権擁護に向けた取り組みを徹底している。常に職員会議において、重要課題として周知している。

### ●周南保護区保護司会

周南保護区保護司会では、罪を犯した人の社会復帰に向けた助言、手伝いをしている。年 3 回保護観察官を招いての研修会を実施するほか、年 2 回外部講師を招いての研修会を行っている。

### ●山口県周南児童相談所

児童相談所は、18 歳未満の子供の諸相談に応じている。昨今、児童虐待が大きな社会課題と

なっており、相談や通告も年々増加しており、本年は151件に上った。児童福祉員と児童心理士が、警察や市役所等とも連携を図りながら対応している。

#### ●周南市中学校長会

人権参観日を設ける学校もある。授業を一つの試行案でやっているところもある。生徒は、道徳の授業で人権を学ぶことが多いが、実際に自分のこととして深めていけるようになれば良い。いろんな立場の人の意見を聴けるような生徒になってほしい。

本校では、具体的な場面に即した授業展開をしている。例えば、部活動などの場面を想定して、「明日大切な試合があるが、自分は大きな失敗をするかもわからない。そうしたときにどういう声を掛けてほしいか、どういう声を掛けたらよいかなど」具体的に考えてみるようにしている。

また、いじめに関しては、毎週アンケートを取っている。月に一度、家庭に持ち帰ってアンケート書かせる学校もある。

いつでも相談に乗れるようすべての学校で体制を整えている。

#### ●ともに smile

ともに smile は、市民活動登録をした団体で、旧2市2町の男女共同参画フォーラムの実行委員がメンバーとなり、心豊かに生きることや、男女共同参画社会の実現をめざして民間レベルで活動している。各地域のブロック人権講演会に参加して情報を持ち帰り、相互に人権意識を高め各地域の活動に反映させている。

#### ●周南市身体障害者団体連合会

周南市身体障害者団体連合会では、十年来、健常者団体との風船バレーの交流を続けている。

バレーの後は、一緒に料理を作って食事会をしている。

障害者は、自分が障害者であることを意識せずに、健常者は、相手が障害者であることを意識して「できることはできる」「できないことはできない」とお互いに助け合うことが共生社会だと思う。

人間が生まれつき持つ尊厳を心の中で再確認しながら、お互いにわかり合うことが、共生社会の実現に繋がると思う。

また、障害者団体連合会では、内部疾患を抱える会員もいるため、お互いを意識しながら、不測の事態も想定したうえで活動をしている。

人間は、誰しも心の中に差別感を持っている。座学も大切だが、他人を意識し、一緒に体験し、体験を共有することで、差別感情は払拭されると思う。

#### ●公募委員

個人的な話になるが、子供会の役員をしており、子ども会活動の援助や発達障害の子供たちと関わっている。市のハートフル人権セミナーや、人権ステップアップセミナーに参加しながら、人権感覚を磨き、SOSを発信している子供たちとどう向き合い、どういった場を作ればよいかを研究している。

#### ●周南市公立幼稚園長会

公立幼稚園では、保護者に対してハートフル人権セミナーや地域の人権講演会に参加していただくように積極的に呼び掛けている。

日々の保育において子供たちと向き合う中で、教職員の資質向上は重要であるし、保護者との信頼関係は欠かせない。

このため、各園から1名が参加する企画運営委員会を設置し、人権教育の充実に努めている。

#### ●社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

福祉と人権はつながりが深いと思う。社会福祉協議会では、市内の小中学校や事業所に出向いての出前講座を行なっているほかハートフル人権セミナーにも協力をさせていただいている。

職員研修にも力を注いでおり、より良い職場づくりに向けて、先般も市教育委員会の社会教育指導員を招いての人権学習会も開催している。

#### (4) 質疑等

Q) 戸籍者の問題についてお聞きする。出生届を提出して、子供の戸籍を作ることは親の義務ではないのか。

A) 離婚やDV等の諸事情により、出生届を出せない方もおられる。

戸籍を有さないことは様々な場面で不利益を被ることとなるので、法務局としては、家庭裁判所等の協力をいただく中で、戸籍の作製の支援をしている。

#### (5) その他

事務連絡 本協議会の委員皆さんの任期は、来年の3月31日までとなっている。本協議会は、これまでの協議を大切にしながら、今後もこれをもとに継続的に議論を積み重ねて参りたいと考えている。是非、来年度以降も引き続いて皆さんのご協力を賜りたい。本協議会要綱の第4条には、委員は再任ができる旨の規定がある。改めて就任依頼の文書を出すので、その際には、委員を引き受けていただけるようお願いしたい。

#### 《閉会会行事》

#### ●人権教育課長挨拶